

横浜特別市ロゴマーク使用取扱要綱

制 定 令和6年4月24日(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜特別市ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 ロゴマークは、横浜市が目指す「特別市」の法制化に向けた機運醸成に資するよう、横浜市民の「横浜特別市」への認知の獲得を図るために使用する。

(使用できる者)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 横浜市の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不相当であると横浜市長（以下「市長」という。）が認めるとき。

(使用方法)

第4条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ横浜特別市ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請を承認したときは、市長は、横浜特別市ロゴマーク使用承認書（第2号様式）を申請者に交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認申請に代えて、ロゴマーク使用後に横浜特別市ロゴマーク使用報告書（第3号様式）を提出するものとする。
 - (1) 横浜市がその業務の目的において使用する場合
 - (2) 横浜市が共催する行事について、その共催を示す目的において使用する場合
 - (3) その他申し出ることを必要としないと市長が認めた場合

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者は、使用するデザインについて横浜特別市ロゴマーク使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

2 前条の規定に基づき使用承認を受けてロゴマークを使用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用開始に先立ち完成品が分かるものを提出すること。

(使用の取消)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用承認を受けた者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第7条 横浜市は、ロゴマーク等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 ロゴマークを使用する者は、ロゴマークを使用した制作物や商品等のかしにより第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 ロゴマークを使用する者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(所管)

第8条 本要綱に関する事務は、政策経営局制度企画課が所管する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

第1号様式（第4条第1項関係）兼第2号様式（第4条第2項関係）

横浜特別市ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

横浜市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

次のとおり、横浜特別市ロゴマークを使用したいので申請します。

使用目的	
用途※	
製作数	
使用期間	年 月～ 年 月
連絡先	担当者氏名： 電話番号： Eメール：

※使用デザイン案を添付してください。

横浜特別市ロゴマーク使用承認書

上記のとおりロゴマークの使用について承認します。

承認番号 号

年 月 日
横浜市長

横浜特別市ロゴマーク使用報告書

年 月 日

横浜市長

報告者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

次のとおり、使用状況を報告します。

1 報告形態（いずれか1つで可）

- 完成品の写真の貼付 ※1 ※2
- 印刷物の現物
- PDFファイル等データの送付（送付日 年 月 日）
- 該当URL（右欄に記載）（)
- その他（)

2 使用状況

配布(閲覧)人数： 人
対象者：
（※例：〇〇イベントの参加者 等）

※1 ロゴマーク等の使用状況がわかる写真等を貼付してください。

※2 写真、印刷物等が不鮮明の場合、再提出が必要となることもありますので、ご注意ください。